

令和7年度 佐々町水道料金・下水道使用料審議会（第2回）概要

開催日時	令和8年1月19日（月）18時～20時	
開催場所	役場庁舎2階 大会議室	
出席者	委員	廣川委員、森山委員、横尾委員、池田委員、新村委員、菅委員、末岡委員、古川委員、堤委員（順不同）
	事務局	水道課職員7名

【会次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議事

- (1) 第1回審議会審議内容の振り返り
- (2) 料金、使用料適正化に係る算定諸条件の検討について

※ (1)、(2)について事務局から資料3に基づき説明

【審議会検討事項】

- ・下水道使用料は、現在の収支見通し状況から今回の料金改定ではなく、更新等の状況を判断しながら適切な時期に検討を行っていくこととする。
- ・現在は借入期間15年、充当率75%で企業債を借り入れて事業を進めているが、今回の適正化の検討にあたり、将来にわたる負担の平準化を図るために、充当率は75%で据え置き、資産耐用年数を参照しながら、最大40年までの期間で借り入れる想定とし、想定に係る収支計画により料金改定案の作成を行う。また、企業債残高対給水収益比率が算定期間に600%を超えないものとし、案の作成を行う。

- ・口径別で最小口径である 13mmの水栓が全体の約 92%を占めていることや、用途別でも家庭用に係る水栓が全体の約 89%を占めていることから、基本料金に係る口径別、用途別の導入は見送ることとする。
- ・現在の浄水場の配水能力に対し、1 日最大配水量が高止まりしている状況や、将来の収入確保に向け一定程度の使用水量を確保しなければならない状況を考慮し、従量料金に係る過増、過減制の導入は見送ることとする。
- ・基本料金及び従量料金体系の検討結果から、現在の基本水量、従量料金体系を維持し、改定案の作成を行う。

(3) 質疑応答

(委員)

未収金は料金の未払いと考えていいのか。保有現金残高の未収金と未払金の内訳は何になるのか伺いたい。

(事務局)

未収金は、ご質問のとおりほとんど水道料金、下水道使用料になります。

発生する原因としては、企業会計は3月31日で会計締めとなります。3月分の料金等は納期限が3月25日となっており、一部の方については4月以降にお支払いをされるため、未収金となっています。未払金についても、同様に3月までの費用ではありますが、電気代等は3月分として4月に請求がされることがありますので、3月31日時点では支払っていない債務ということで整理をしています。未収金、未払金ともに概ね4、5月になると解消する内容となっています。

(委員)

今回、下水道の料金改定には着手しないということですが、前回の説明だと下水道の方は、利益が出て何とかやっていけるという認識の説明を受けてきた。今回はそういった理由で今、一般会計から繰り入れながらやっていくと下水道事業の進め方というか、下水道の維持とか今後やっていけるものなのかどうか。下水道は料金改定をしないということは、何とか事業運営がやっていけるからという認識で算定されているのか伺いたい。

(事務局)

本町の下水道事業は、供用開始が平成9年となっており、比較的若い事業となっている。それに加え、全国で問題になっているような大口径の管路がな

い状況である。今回の適正化に係る見通しとしては、まだ更新時期を迎えないという前提で作成しています。

現在のように、一般会計から基準内の繰入金をもらえる状況が続くのなら、現在の検討期間については、改定を行わず運営していくと考えています。

(委員)

下水道使用料について、一般会計からの繰入を行わず、使用料収入だけでやった場合、普通の一般家庭だとどれくらい料金が上がるのか伺いたい。

(事務局)

令和6年度決算における一般会計からの基準内繰入を超過料金のみで賄おうとした場合、税抜きで超過料金が1m³あたり85円上がり、20m³使用世帯で税抜き850円上がるということになります。

(委員)

財政収支見通しを算定するときに物価高や人口減少等、現状で計算しているのか、算定方法を伺いたい。

(事務局)

財政収支見通しを作成する中で人口推計を行っている。人口が減少していく見通しがでているため、どれだけ料金収入が確保できるかということも含めて計算をし、見込みを作成しています。

(委員)

起債借入期間について案1で40年とあったが、例えば30年とか25年で作らないか。算定方法について伺いたい。

(事務局)

40年で設定しているのは、概ね施設や管路の耐用年数が40～60年となっていて、起債償還がそれより短くなると費用負担が大きくなるため、現在、最長で借入できる40年で提案をさせていただいておりますが、全てを40年で借り入れるということではなく、機械設備等の耐用年数が40年よりも短い投資に係る借入れは、耐用年数で償還期間を設定しています。

(委員)

起債償還期間を15年から最長40年に見直すことで、元々15年償還で

借入れしている起債の償還も変更できることになるのか伺いたい。

(事務局)

今現在、借入れている15年償還の起債は償還期間を延ばせないため、15年で償還をしていきます。今後の借入れに係る起債については40年で借入を行い、平準化を図っていくことが必要と考え、提案させていただいてます。

(委員)

現在の償還期間である15年は見込み違ったのか、妥当なところでということで設定されていたのか伺いたい。

(事務局)

15年に設定した当時の状況は定かではありませんが、上水道は現金を多く保有していて、経営がこのような状況になるという想定もなく、仮に上水道が厳しくなったとしても、その当時は一般会計も多くお金を保有していたため、補填も十分できるだろうという考えではなかったのだろうかと思います。

一般会計の方が元々耐用年数に応じて借入を行っていましたが、余裕が出てきたので、償還期間を短くして、過去に借り入れた分も全額一括で償還を行う取り組みを行った時期がありました。上水道の方もそれに合わせて償還期間を15年とした経緯となっています。

また、当時国が起債借入れに対する有利なアナウンスを行っていたことも要因となっているかと考えています。

結果的に、現在は少し経営を圧迫しているという状況です。

(委員)

起債の充当率について、選ぶことが可能なのか。また今後、下水道の方の経営が悪くなってきたときに、どういった対応になるのか伺いたい。

(事務局)

充当率は、上水道は100%まで認められており、任意に設定することが可能です。ただ、75%の充当率を下げると単年度に負担する費用が大きくなり、それを単年度の住民さんに負担させてよいのかという議論は必要になります。

また、下水道について、現在は更新の段階に入っていますが、更新の段階に入る前にしっかりと検討を行っていく必要があると思います。そのため毎年、決算数値を反映させて収支見通しをローリングで更新しながら、将来の収支状況の傾向を確認しています。

下水道が更新のタイミングに突入するときは、水道事業以上の莫大な費用が掛かることが想定されるので、しっかりとみていきたいと考えています。

(委員)

上水道は平準化されますが、その間の下水道は先の世代の人に負担が乗るという考え方でよろしいか伺いたい。

(事務局)

下水道については、現在 9.5 % の充当率で借入を行い進めていますが、基本的に補助金の対象となっております。国の補助が満額つくと事業費の 50 % となりますので、事業費の 45 % しか借入を行っていない状況です。また、償還に対して交付税が一般会計に入り、その交付税を繰入金としている状況になりますので、制度が変わらない限り、企業債借入に係る負担がいきなり乗ってくるということはないと考えておりますが、今後の更新事業の進み方が重要な案件になるかと考えております。事業規模によっては負担をお願いする形になるかと考えますが、しっかり平準化を図りながら中長期的に考えしていく必要があると考えています。

(委員)

佐々町は 30 年ほど前には基金等の多くの予算があって、自由に使えるお金が多いと聞いていたが、現在、大きな事業が積み重なり、やり方ひとつ失敗したら赤字団体になる可能性があるという情報を聞いている。今後の佐々町の財源的な展望について伺いたい。

(事務局)

水道課として町全体のことを語るのはどうかと思いますが、水道課としては、他自治体でよくある水道事業の赤字を一般会計から補てんをする、当然のように経費負担をかけるという視点では捉えていません。企業会計は基本的に独立採算の原則なので税金は投入しないという考えです。下水道の国が認めている一般会計負担はありますが、それ以上の負担は一般会計には求めないよう組み立てていくことで審議会を設置しました。町長にもそういった話をしています。当然、首長としては料金改定ができるだけ行いたくないという思いはあるかもしれません、もし水道事業に一般会計負担を入れるとすれば、一般会計で行う事業をどこか削らなければならなくなり、結果、負担が増えることになる。水道管の更新時期にも突入していくため料金改

定は避けて通れないというところで説明していくしかない、という話は行っています。

(委員)

人口減少など、将来的な見通しがどこかで変わって、現在の見通しが大幅に変わって佐々町が危機に陥るというようなことが想定されるか伺いたい。

(事務局)

現在、令和20年度までの見通しを正確に見込むことは困難かと思います。物価高騰も不透明で、人口減少も推計はしていますが、収まらず、もっと減少する可能性もあります。長期スパンの財政収支見込みを立てておますが、料金改定に関しては、3年や5年など別途期間を設定して、その期間ごとにしっかり議論を行い、料金改定が必要であれば、改定期間内であっても対応を行う必要があるものと考えます。

(委員)

料金改定について、従量料金だけで改定した方がいいと思います。上げ幅については、住民さんに説明して理解が得られる範囲に収めていただきたい。3年とか5年に1回見直しを行う必要があると思うのですが、なるべく長いスパンを貰えるような料金改定を行った方が、住民の方も安心すると思いますので、今回、ある程度を見込んで、次は将来的に苦しくなってから検討した方がいいと個人的には思っています。

(事務局)

資料にも参考で従量料金のみを上げた場合の記載をしていますが、基本料金についても上げるのか、据え置くのか等、様々なパターンが加わります。そこを組み合わせた試算を行い、次の第3回で様々な案を見ていただき、検討していただきたいと思っています。料金改定案の作成の際に、選択肢が多量になるため、今回、起債の充当率、償還期間等の算定諸条件をある程度先に決めさせていただきました。本日決定した算定諸条件に基づき、様々なパターンで試算を行い、その試算を見ながら算定期間を3年にするか5年にするか、もっと長くするのかというところも純利益と現金残高等を見ながら最終的にご判断いただきたいと考えています。

(委員)

上水道料金が改定されると、今の水道料金の2倍ではなくなるため、下水道料金は別で請求がされるのか伺いたい。

(事務局)

上水道については、審議会で最終的な答申をいただき、それに基づき料金改定をすることとなります。下水道使用料については、今回は改定しないということで、今まで上下水道の基本料金と従量料金は同額でしたが、内訳が変わることとなります。請求の方法等についての変更は考えていません。

(委員)

料金改定は、適切な時期に見直しが必要ということで、今後は3年とか5年で検討される。これまで40年間改定されていなかったのは、どこかで料金改定の検討がされて必要がなかったのか、全く検討されてなかったのか伺いたい。

(事務局)

過去につきましては、どの程度のタイミングで検討を行っていたかというのは定かではありません。大規模な拡張事業のために改定を行ったのが、昭和58年だったと認識しています。その後も、必要に応じ、配水管等の延長などの大規模ではない拡張整備を行いながら事業を進めてきていますが、改定後の収入で対応ができていたものと思われます。しかし、今後は大規模拡張等で整備した施設等の更新の時期に入っていくので、最初の整備の頃と比べると、物価も違うため、多額のお金が必要になってきます。3年、5年で料金改定をするかどうかではなく、しっかりと見通しを作成し、社会情勢、傾向等を把握、確認しながら継続的に料金適正化の議論を行っていくことが大事だと考えております。

(4) その他

※費用縮減の状況について、事務局から資料4に基づき説明

※次回審議会日程の調整（次回：令和8年3月23日（月）予定）

4. 閉会